

2024年5月23日

提言 “持続可能な物流システムの構築に向けて ～解決のカギは「デジタル技術」～” を発表しました

- 物流は、国民の生活や企業の経済活動等を支える重要な社会インフラですが、2024年4月からトラックドライバーに時間外労働時間の上限規制が適用され、物流への様々な影響が懸念されています。
- 運輸総合研究所では、物流の効率化・生産性向上のため極めて強力な手段となるデジタル技術の活用を通じた物流システムの改善が急務であるとして、2022年に「デジタル技術の活用等による持続可能な物流システムの構築に関する検討委員会」を立ち上げました。委員会では、主に国内の企業間物流、幹線物流を念頭におき、物流の見える化を通じた物流システムの改善のあるべき姿を想定し、実現に向けて取り組むべき事項について議論しました。
- 今般、これまでの検討成果として提言をとりまとめましたので、ご報告いたします。

一般財団法人運輸総合研究所（会長：宿利 正史、事務所：東京都港区）では、2022年12月に立ち上げた「デジタル技術の活用等による持続可能な物流システムの構築に関する検討委員会」（委員長：西成活裕東京大学大学院教授）の検討成果として提言をとりまとめました。

提言の要旨につきましては、[別添](#)をご参照ください。

○ご報告資料

- ・ [【提言概要】 持続可能な物流システムの構築に向けて～解決のカギは「デジタル技術」～](#)
- ・ [デジタル技術の活用等による持続可能な物流システムの構築に関する検討委員会<提言>](#)
- ・ [デジタル技術の活用等による持続可能な物流システムの構築に関する検討委員会<提言>](#)（参考資料）

◎本提言に関して、7月22日（月）13:30～16:30にてシンポジウムの開催を予定しています。

運輸総合研究所は日本財団の助成を受けて活動を行っております。

Supported by  日本 THE NIPPON
財団 FOUNDATION

提言に関するお問合せ：一般財団法人運輸総合研究所 廣松主任研究員、島本研究員
〒105-0001 東京都港区虎ノ門 3-18-19（UD 神谷町ビル）
TEL：03-5470-8415 FAX：03-5470-8401
H P：<https://www.jttri.or.jp/>

持続可能な物流システムの構築に向けて ～解決のカギは「デジタル技術」～ ＜提言要旨＞

一般財団法人運輸総合研究所(会長:宿利正史、事務所:東京都港区)は5月23日、「デジタル技術の活用等による持続可能な物流システムの構築に関する検討委員会」による提言“持続可能な物流システムの構築に向けて ～解決のカギは「デジタル技術」～”を発表しました。

【検討経緯】

運輸総合研究所では、物流の効率化・生産性向上のため極めて強力な手段となるデジタル技術の活用を通じた物流システムの改善が急務であるとして、2022年12月に学識経験者、有識者、関係省庁からの委員で構成される「デジタル技術の活用等による持続可能な物流システムの構築に関する検討委員会」(委員長:西成活裕東京大学大学院工学系研究科航空宇宙工学専攻教授)を立ち上げ、6回の会合を開催しました。

委員会では、主に国内の企業間物流、幹線物流を念頭におき、デジタル技術の活用に着目して、物流の見える化を通じた物流システムの改善のあるべき姿を想定し、実現に向けて取り組むべき事項について議論を行い、その成果として本提言をとりまとめました。

【提言のポイント】

物流を持続可能なものとするためには、発着荷主、物流事業者、行政等の多様なステークホルダーそれぞれが当事者意識を持ち、物流効率化等に我が国全体で取り組む必要があります。このため、本提言では、情報に着目し、まず、ステークホルダーの間での情報をめぐる、あるべき姿を具体的に示し、これをデジタル技術により実現するため、活用・普及のために当面実施すべき施策とさらなる施策展開に向けて取り組むべき事項を示しました。

各ステークホルダーのデジタル技術の活用としては「デジタル化」、「見える化」、「共有化・オープン化」、「データ活用」、「自動化」の5段階があり、さらに、デジタル技術を普及させるための方策としては「標準化」、「基盤づくり」、「低コスト化」の3項目があり、それぞれについて、当面実施すべき施策を網羅的、具体的に示しました。

例としては、発荷主・着荷主間では、ASN データの活用、荷主・物流事業者間では、貨物情報の見える化、荷主・物流事業者と消費者間では、通販のメニュープライシング、物流事業者間では、物流情報の共有化、幹線物流では、鉄道・海運の運行情報の見える化、荷主・物流事業者と行政・学界間では、各種物流情報の共有化・オープン化などがあげられます。そして、標準化としては、物流情報標準ガイドラインに基づく取引、基盤づくりとしては、データセンターの設置、低コスト化としてはデジタルタコグラフの規制緩和などがあげられます。

また、さらなる施策展開に向けて、デジタル技術を活用する条件をさらに整備する必要があるとし、各ステークホルダーが取り組むべき事項として、「共有すべき情報の明確化」、「物流担当役員の明確化」、「共同輸送、複合一貫輸送の基盤づくり」、「企業間連携の仕組みづくり」、「政策による誘導」、「情報発信」の6項目11事項を挙げました。